

第八十四回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三号

昭和五十三年二月九日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 藤尾 正行君

理事 岩垂壽喜男君

理事 逢沢 英雄君

小島 静馬君

玉生 孝久君

中村 弘海君

上田 卓三君

安井 古典君

市川 雄一君

中川 秀直君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

外務大臣 園田 直君

國務大臣 熊谷太三郎君

(科学技術庁長官) 山田 久就君

(環境庁長官) 山田 久就君

出席政府委員

科学技術庁長官 半澤 治雄君

官房長官 金子 太郎君

環境庁長官官房長 金子 太郎君

環境庁企画調整局長 信澤 清君

環境庁企画調整局長 山本 宜正君

環境庁健康部長 橋本 道夫君

環境庁水質保全局長 二瓶 博君

環境庁水質保全局長 二瓶 博君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省矯正局長 石原 一彦君

委員外の出席者

法務省入国管理局長 吉田 長雄君

外務大臣官房長 山崎 敏夫君

内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動

一月二十七日

宇野 亨君

小島 静馬君

同日

宇野 亨君

正示啓次郎君

坊 秀男君

同日二十八日

宇野 亨君

松野 頼三君

海部 俊樹君

同日

塚原 俊平君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日六日

宇野 亨君

小島 静馬君

塚原 俊平君

柴田 睦夫君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日六日

宇野 亨君

小島 静馬君

塚原 俊平君

柴田 睦夫君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

恩給・共済年金の改善に関する陳情書（京都市左京区栗田口鳥居町二六 十大都市退職職員団体連絡協議会川勝学而（第一号））
水産省の設置に関する陳情書外二件（四国市議會議長会長徳島市議會議長坂井積外二名（第一号））

中小企業専任大臣の設置に関する陳情書（島根県議會議長増野元三）（第三号）
元号の法制化に関する陳情書外二十二件（大村市議會議長永尾五平外二十二名）（第四号）
同和对策事業特別措置法の強化延長に関する陳情書外三十三件（交野市議會議長亥登良雄外五十七名）（第五号）
米軍機の墜落事故防止に関する陳情書（各務原市議會議長渡辺義雄）（第六号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）
法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）
環境庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

○始開委員長 これより会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び法務省設置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
順次趣旨の説明を求めます。園田外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○園田外務大臣 たいだいま議題となりました在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
今回の改正は、まず、近年アフリカ地域においてフランスから独立いたしましたコモロ及びジブチの両国に、それぞれ兼館の大使館を設置し、また、アメリカ合衆国ミズーリ州のカンザスシティに総領事館を兼館として設置しますとともに、これら新設する在外公館の在職員の在勤基本手当の基準額を定めることとしております。
次に、アフリカのマラウイの首府が遷都したことに伴い、同国に兼館として設置してありますわが国大使館の位置名の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。
○始開委員長 次に、熊谷科学技術庁長官。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○熊谷科学技術大臣 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び内容を御説明申し上げます。
この法律案は、さきに政府の定めた筑波研究学園都市建設計画の線に沿い、科学技術庁の付属機関である金属材料技術研究所の一部及び国立防災科学技術センターを筑波に移転するため必要な改

正を行うものでありまして、その内容は次の二点であります。
第一は、金属材料技術研究所の一部である新材料開発部門を筑波に移転するための改正でありまして、このため新たに所要の地にその支所を設けることができる旨の規定を加えることにしたものであります。

第二は、国立防災科学技術センターを筑波に移転するための改正でありまして、このため、その所在地につきこれを現在の「東京都」から「茨城県」に改めることにしたものであります。
以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。
金属材料技術はあらゆる産業や技術に深い関連を持ち、その発展を支えるものであり、また、地震予知技術を始めとする防災科学技術は国民の生命及び財産を守るため欠くべからざるものでありまして、これら両機関は、この分野における総合的研究機関としてその一層の充実発展を図る必要があります。慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○始開委員長 次に、瀬戸山法務大臣。

法務省設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○瀬戸山法務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
この法律案による改正点の第一は、那覇市所在の沖縄刑務所を施設の老朽化が著しい等の事情から沖縄県島尻郡知念村に移転することに伴い、その位置の表示を改めようとするものであります。

改正点の第二は、東京都渋谷区所在の東京医療少年院を施設の老朽化が著しい等の事情から神奈川県横浜原市に移転することに伴い、その名称及び位置の表示を改めるとともに、同市所在の神奈

川少年院を廃止しようとするものであります。
改正点の第三は、岩国空港の状況の変化等に伴い、広島入国管理事務所を管轄区域とされている山口県岩国市を山口県の行政区画に合せて下関入国管理事務所を管轄に改めようとするものであります。

改正点の第四は、新東京国際空港の供用開始と同時に、現在東京国際空港を管轄する羽田入国管理事務所は廃止されることとなっておりますが、同空港は、その後においても引き続き国際空港として使用されることとなっておりますので、同空港における出入国審査事務を処理するため、新たに東京入国管理事務所羽田空港出張所を設置することとし、また、出入国者の増加等に対処するため、東京都西多摩郡瑞穂町に東京入国管理事務所横田出張所を、豊橋市に名古屋入国管理事務所豊橋出張所を、岩国市に下関入国管理事務所岩国港出張所をそれぞれ設置し、一方、出入国者の減少等に伴い、東京入国管理事務所立川出張所、広島入国管理事務所岩国空港出張所及び那覇入国管理事務所名護出張所をそれぞれ廃止しようとするものであります。

改正点の第五は、市町村の廃置分合に伴い、広島少年院、沖縄少年院、沖縄女子学園及び那覇入国管理事務所嘉手納出張所の位置の表示をそれぞれ改める等、所要の整理をしようとするものであります。
なお、第一の改正点については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、その他については、本年四月一日から、それぞれ施行することとしております。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○始開委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務

○始開委員長 次に、環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。山田環境庁長官。

環境庁設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山田国務大臣 たいま議題となりました環境庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、水俣病は公害の原点であるとも言われているところであり、その対策については、国といたしましても、認定業務を促進し患者の救済の円滑化を図ることなどの各般の施策を積極的に講ずるべく最大限の努力を行ってきたところであり、今後ともなお一層の推進を図ってまい

る所存であります。

しかしながら、水俣病については、いまだその治療方法が確立されていないことなど未解明の分野が多く残されている現状であります。

このような現状にかんがみ、国において水俣病に関する医学的調査及び研究を総合的、積極的に実施することが必要であると考へ、今回、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容は、環境庁に付属機関として国立水俣病研究センターを設置し、これに水俣病に関する医学的調査及び研究を所掌させることとするものであります。

この法律案の提案の理由及び内容は以上のおりですが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○始開委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

す。塚原俊平君。

○塚原委員 環境庁設置法の一部を改正する法律案の審議に際しまして、最初に、国際的視野に立ち、実務派の長官と言われております山田環境庁長官に、環境行政を進めていく基本的考えについて御質問をしたいと思ひます。

すなわち、環境問題を考えるに当たっては、これがたどってまいりました歴史と複雑な経緯というものを的確に認識して、今後の環境保全政策の基本を正しく見据えていくことが重要であると考へるからであります。

わが国は目覚ましい高度経済成長を遂げ、国民生活が豊かになってまいりましたけれども、その過程で公害病患者の発生や、あるいは自然の破壊というものが起こってまいりました。これに対しまして、政府においてもいろいろの公害対策、自然保護施策が講じられ、また民間においても、諸外国にも驚異の目をもって見られるほどの努力をしてまいりました。この結果、硫酸酸化物による大気汚染の状況に代表されるように、環境汚染の問題には改善があり、一応の落ちつきが見られるようにはなっております。この間、環境保全の任に当たっております環境庁及び長官の努力は、評価するところでございます。

しかしながら、現下のわが国の経済社会の情勢を見るに、安定成長の時代を迎え、また、国民の価値観も多様なものとなってまいりました。いわば転換期とも言われているところでございます。私といたしましては、環境保全は非常に重要な問題であり、環境行政も現在までのところにとどま

っているということではいけないと思ひます。今後の環境行政をどう進めていくかということにつきましまして、山田環境庁長官の基本的な考へというものを伺ひたいと思ひます。

○山田国務大臣 環境行政の任務は、御承知のよう

に国民の健康と生活を公費から守り、また、国民生活をよくむ自然環境を保全していくことと、さらに進んで人間生活に、より快適な環境を創造していくことにはかならないと考へて

おる次第であります。

わが国は、戦後高度成長の過程で、御案内のよう

にさまざまなひずみを生じました。その中でも大きいものの一つが環境問題であったかと存じます。これまでわれわれは、激化するに至りました公害の防止、あるいはまた急速に失われてまいりました自然環境の保護ということについては、真剣に取り組んでまいりましたことは御承知のとおりであります。その結果、環境状態にも改善の跡が見られるようになった、こう思ふのであります。が、そういう意味から、今後とも公害の防止、自然環境の保全ということについては、無論引き続き一層の努力が必要である、こう考へておりま

す。

しかしながら、これと同時に、今後はわれわれとしても、日常生活にかかわりを持ついろいろな方面、すなわち生産、消費、その他もろもろの社会的諸活動などさまざまな要因を含めて、より快適な環境をつくり出していくことに取り組んでいかなければならぬ、こういうふうな考へるべき次第であります。いまや、こういうふうな考へも含めまして、長期的、総合的な視点、観点に立つて環境行政を推進していくことが必要であるというふうな考へております。

また、このような環境行政を推進するに当たりましたは、地元国民の声に十分耳を傾けていく必要がある、こういうふうな考へておりますと同時に、さらに環境の分野においては、やはりその非常なつながり、広がりというふうな点から考へて、国際的な連携と協調を図っていく、こういう方面の活動にも積極的に意を用いてまいりたいと考へている次第であります。

なお、現在では、景気回復というような見地から、大規模な公共投資による経済活動の刺激が要請されている状況であることは、御案内のとおりでございます。しかしながら、このような情勢におきましても、環境保全の基礎条件、これはいずれの場合においても必要な基本的な条件であると考へておりますので、これが十分保持されるよう

留意してまいりたい、こういう所存でございます。

○塚原委員 いま長官は環境問題について長期的、総合的の視点、観点から努力する必要があると言われましたが、それについてはまさに同感でございます。

環境問題について国民が抱いております願ひは、いまや単なる個々の環境汚染因子の防除を求めるにとどまるということではなくて、総合的なよりよい環境づくりというものに向けられているものと考へます。このような環境行政の総合的、長期的展開については、将来の社会経済の動きを十分に予測して、計画的に行政を推進していく必要があると考へます。また、国民の環境保全に対する要求、それから意識の変化、多様化にも十分即応した行政を進めていくことも必要だと思ひます。

このような環境行政の計画的、総合的展開の推進のために、長官としていかなる施策を実施していくお考へてございませうか。

○山田国務大臣 現在は、環境影響というものをあらかじめ評価しておくことがいという意味での環境影響の評価ということについては、方策の推進、また閉鎖性水域における水質保全対策、こういうものが御承知のように重要な課題となつて

いるわけでございます。これはやはり環境保全という点についての基本的な課題でもございします。で、今後における環境保全の長期的な総合的な展開という点から考へておられますけれども、同時にこれは、全般的な点から見ては、その第一歩であるというふうにも考へておられる次第でございます。

環境問題というきわめて複雑で多面的な問題に取り組んで、将来にわたる環境保全施策の展開を裏切るものにしていくためには、さまざまな視点から十分な検討を積み重ねて、着実に措置を講じていく必要があるものと考へております。

具体的には、昭和六十年を目標年次といたしまして環境保全長期計画の達成状況のフォローアップ

を初めといたしまして、全国的な観点から諸施策を講ずるとともに、地域的な観点からは、地域の特長というものにも応じた環境管理の推進、また都市における大気環境管理手法の開発などを進めることにいたして、次第であります。さらに、国民の一人一人の環境保全意識の高揚という点にも十分に力を注いでいきたいと考えているわけでありまして、快適な環境創造に向けて国民とともに一緒に進んでいくようにしたい、こう考えている次第であります。

○塚原委員 大変にすばらしいお答えをいただきまして、ありがとうございます。

お答えがありましたように、私も、今日の国民多数の願いは、これまで以上に生活の質が向上して、暮らしやすさが確保されることであり、自然環境も含めて、心ゆとりでの持てるような生活環境が自分の周囲に存在してほしいということだと思います。エゴというものは許してはいけないと思いますけれども、より理想に向かっていくということは必要だと思えます。確かに、現在われわれが見るように、産業と都市の成長は、多くの日本人の物的な、あるいは文化的な環境を急激に変化させました。しかしながら、このような急激な成長は、社会にさまざまなひずみというものを生じて、これに対するわが国の環境政策も、汚染を減らすことに成功したものの、環境に関する不満を除くまでには至っていないと思えます。

このような問題を解決するために、自然環境の保全とあわせて住宅、道路、公園、学校等の公共施設の整備も含めた生活環境づくりというものが不可欠だと思えます。これは環境庁の所管事項から外れることも大分あると思えますけれども、いま申したような現状を見て、国民の願いを思いをいたしますときに、私は、環境庁としてもこの問題に十分に意を用いて、そして環境を保全し、新たに創造するような広い視点に立って、可能な限り取り組むべきだと思えますけれども、長官の所信はいかがでございますでしょうか。

○山田国務大臣 ただいま塚原先生御指摘のよう

に、国民の願望というものは、個々の環境汚染の因子を取り除くという点、高度成長時代にはやむを得ずそういう点に非常に重点が志向されてまいったわけでございますけれども、そういう点にとどまることのみでなく、究極的には大気、水、土、いわばわれわれの生活をめぐんでいく基本的なもの、さらに自然の生物も含んで、私たちが取り巻いているさまざまな自然環境や、さらにはこの自然環境と調和した形の、われわれの住んでいる人為的な環境と申しましょうか、都市を中心とする住宅あるいは道路、公園、学校等の公共施設などを含む生活環境というものが、われわれにとって、より快適なものになっていく、そういう質的なわれわれの生活環境の創造ということが努力することが非常に重要であろうかと思えます。

これらの点については、無論いろいろ他の行政官庁においても力を入れておられる、そういう分野の問題でもございするけれども、なおかつこういう面については、私どもといたしましては、環境庁の立場に立って、より総合的な広い立場で、よき環境づくりということに十分目をつけて、われわれの、特に都市の生活環境というものが、自然ともマッチしつつ質のよい方向に向かっていくように、ひとつできるだけ努力を払っていきたい、こう考えている次第であります。

○塚原委員 わが国の環境問題を考えます場合に、国際的観点から物を見ると、これも大変に重要であると思えます。先般行われましたOECD環境委員会による日本の環境政策のレビューにおいては、わが国の環境行政は、汚染を規制する法令の体系的な整備、規制の基準の高さ、公害防止対策の総合的な実施などの点で高い評価を与えられておりました。工場からのばい煙や汚水などの除去、自動車排ガスの規制その他のいわゆる公害対策については、世界でも有数のレベルに達しているという事は言えると思えます。

一方、わが国における都市環境について見ますと、住宅、下水道、それから公園、文化施設など

の公共資本の整備の点では、遺憾ながら欧米諸国との格差というものが少なくない。これには、わが国特有の制約条件もあるが、今後における環境行政の新しい方向として、このようなわが国の立ちおくれが目立つ分野においても、情報や技術等を諸外国から吸収することは有益かつ重要な課題であると思えます。

また、環境問題は、国連やOECDの場を通して、あるいは工業諸国家間のパイラテラルな場を通して、国際的な協力と連帯を推進するための重要な一方策となっており、わが国が寄与できる分野も大きいと思われれます。

以上のような状況にかんがみまして、わが国の環境行政の国際的側面におけるあり方の所信というものを、大臣は、この辺はかなりのものを持っていらつしやると思えますので、お答えをいたしたいと思えます。

○山田国務大臣 ただいま塚原委員から御指摘ございましたように、いわゆる公害等というものは、世界に誇り得るというような面まで達したのもあるという事はそのとおりかと思えます。しかしながら、一方、都市における公共施設の整備や生活の質の向上という広義の環境整備の面では、残念ながら国際的なレベルというものは、いろいろな点で非常に劣っている。ただいま下水のことなどもお話がございましたけれども、そういう面はまだまだいわゆる先進的な文明諸国に学ばなければいかぬという点も非常に多いようございします。こういう点については、従来からいろいろな情報を収集して、努力も払ってきいておりますけれども、今後ともそういう点で努力を払ってまいりたいと考えておる次第でございます。

また、御指摘のように、環境問題の全地球的な性格という点から考えまして、環境保全のために払わなければならない国際協力という点は非常に重要な課題でありまして、わが国としても現在アメリカなどとの二国間の協力、こういうもの

ではいろいろ努力を払っておりますけれども、二国間のみならず、国際機関を通じて多国間の協力という点についても、われわれとして努力してまいってきるところであります。

環境問題に対する国際機関はいろいろございするけれども、中でも経済協力開発機構及び国連環境計画はその中枢をなすものでありまして、活発な活動を展開していることは御案内のとおりでございます。公害問題及びその対策についてかなりの歴史と経験を有している国として、わが国も環境庁が中心となってその活動に積極的に参加してきておりますけれども、今後ともそういう面では努力を払いたい、こう考えております。それに、いろいろ国際的な自然環境、これは生物等も含んで、いろいろな条約等もあって、お互いに連帯と協力を要するというような問題も多いうございしますので、これらの点をも含めて、ひとつ国際協力関係の面についても十分意を用いてまいりたい所存でございます。

○塚原委員 将来のためにいままさねばならないこと、あるいは将来において準備しておかなくてはいけないことというので、それを一つ一つやっていくことが政治の大変に大切なことだと思えます。これは企業でも個人でも、すべてにおいて将来のためにいままさねばならないことはあると思えます。たとえば私個人について言えば、将来のためにいままさねばならないことは何だろうか。やはり太り過ぎは健康に悪いからやせなくてはならないのは、これは一つ将来のためにやらなくてはならないことだと思えます。それからやはり結婚をして子供もつくらなくてはならない、これも将来のためにやらなくてはならないことだと思えます。環境行政というのは、国が将来のためにやらなくてはならないことのうちで、いま私が言いました二つの事実、個人における私がやせるといふことと国における環境行政というのは、より環境行政の方が上位に占めるぐらい大切な問題だと思えますので、ただいま環境庁長官の御所信がありましたような方向をさらに進めまし

て、今後ともがんばっていただきたいと思います。

続きまして本題でございますけれども、水俣病も大変に悲惨なものでございます。われわれ東京にいて、まだ現地を見たことがない者がどうのこうのということも強く言えませんが、マスコミ等で拝見をいたしましたも、その悲惨さというものは目を覆うぐらゐのものがあると思っております。これに対しては、より多くの数の処置というものをしていかなければいけないと思っております。

まず、昭和五十三年の水俣病対策関係予算というものの内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○山本(官)政府委員 お尋ねにつきましてお答えをいたします。

昭和五十三年におきまして水俣病に關しまして、関係閣僚会議の申し合わせの趣旨にのっとりまして、その対策の推進を図るため、予算の面におきましても積極的に配慮してまいりました。特に昭和五十三年におきまして新規に計上された経費といたしましては、水俣病対策推進調査研究費などが六千二百万円、検診施設の整備費補助金、現在水俣病の検診につきましましては、水俣病検診センターというのが水俣市の市立病院の中に県の施設として所在しておりますけれども、最近、特に検診の業務を促進したということに伴いまして施設の拡充、拡大が必要となつてまいりましたので、この熊本県に対しましての補助金という形で用意をいたしましたのが一億五千万でございます。

その次に、御審議をいただいております国立水俣病研究センターの設置のために五十三年の開

所並びに運営費といたしまして四億一千五百万を

用意しております。

また五十三年度予算におきまして大幅な増額を

図られた経費といたしましては、第一番目に公害防止事業団に対する交付金でございます。これは現在の公害健康被害補償法以前の特別措置法によります事務費というのが現在残っておりますのでその交付金でございますが、一億一千三百万でございます。

次に、公害医療研究費というものも用意してございまして、これも前年に比べまして増額いたしまして、一億三千五百万を有意意しております。

第三番目には、行政不服審査の請求がいろいろ出ておりますが、これに係る経費といたしまして一千七百万を有意意しております。

以上、水俣病対策の推進を図るために、前年度六億三千万を予算計上したわけでございまして、五十三年度におきましては、前年度に比べまして五五%増の九億七千五百万を計上したところでございまして。

○塚原委員 昭和三十一年だつたと思つて、けれども、水俣病というものが報告をされて、大体二十年以上を経過してきたものでございまして、これは人類がいままで味わったことがないような大変なことだつたわけでございまして。現在これは認定というようなことを言われておるので、すけれども、認定業務はいつかできるようになっているのか、ちよつとご答えをいただきたいと思つております。

○山本(官)政府委員 ございまして、現在、健康被害補償法並びに特別措置法におきまして指定になつておりますのは、阿賀野川の下流域におきまして新潟県、新潟市におきまして水俣病、それから水俣市、芦北地方並びに鹿児島県の出水市の地域におきまして熊本県及び鹿児島県の地域におきまして水俣病、この二つの大きい地域の別がござい

ます。現在、昭和五十三年の十二月末日現在でござい

ますが、これらの地域全体におきまして認定申請の

件数が八千九百四件となつております。そのうち

処理済みの件数、取り下げた方も九十三件ござい

ますが、それを含めまして処理済みの件数が三千

三百四十七件でございます。未処理件数が五千

五百五十七件と大量に上つておるわけでござい

ます。特に熊本県におきまして認定申請件数が五千

八百六十三件になつておりますが、その約四分

三に当たります部分、四千四百七十七件ござい

ますが、これが現在未処理となつておるわけでござ

いまして。

国の方といたしましても、水俣病の認定業務を

推進いたしました患者の円滑な救済を図らうと

する関係閣僚会議におきまして、政府としての対

応策につきまして申し合わせを行ったところでござ

いまして。

○塚原委員 これは、認定申請して、検診して、

認定審査会まで参るわけですが、取り下げ

というのはどういう場合になつたのかということ

と、それから、いま認定審査会で判断困難なもの

ということがございまして、判断困難なもの

とはどういふふうか、如何に処置しているのかという二

点をお伺いしたいと思います。

○山本(官)政府委員 取り下げの件数が九十三件

でございます。

○塚原委員 取り下げの九十三件の個々の

ケースにつきまして、その理由をつまびらかに

いたしてございせんけれども、認定の申請をした

後で検診をいたしますまでに若干の審査にかかる

までの暇がございまして、その間に御本人の方の

何らかの理由で取り下げられておるようござい

ます。個々のケースにつきましての事情等につ

きましては、つまびらかにいたしておらないわけ

でございます。

それから、認定審査の中で、特に審査会にお

きまして、むずかしいケースの判断をどうしてお

るかというお尋ねでございますが、御承知のよう

に、水俣病というのは世界にも類のない、わが国

が疾病の原点となつたようなものでございまして、

を有機水銀によって冒されるということがわかつたわけでございますけれども、その出てまいります症状が非常に多岐多彩に及んでおるといふことと同時に、年齢が加わる、いわゆる加齢現象と申しますが、年齢的ないろいろな身体的な条件によつてもその様子が変わるようございまして、そういう意味でなかなか困難な例がございまして、これにつきましては、県の認定審査会におきまして、十分御議論、御討議を医学的な専門の立場でされまして認定されるわけでございますが、中に、判断がつかない例につきましては、保留ということになります。

この保留につきましては、検診の段階におきましていろいろな検査、診断の項目が不十分なために判断がつけられなかったというようなケースもございまして、こういったものにつきましては、さらに必要な検査を加えるように、それからまた、十分に申しますか、各般の検査が行われておりながら、なおかつ十人の審査会の専門の先生方で判断の困つておられるような例がございまして、これにつきましては、症例研究班と申しまして、鹿児島県、新潟県、熊本県、これらの審査委員をしておられる先生方、全体で約三十名ほどになります。この先生方に研究的な機構といたしましての症例研究班というのを国の方で昨年の十一月から設けまして、ほぼ月に一遍ぐらいつつ開きまして、保留の判断の困難なケースにつきましての症例研究をいたしております。また、昨年の七月には、水俣病認定のための判断条件というふうなものも専門の先生方の御意見を取りまとめた形で提示しております。それによりまして、その以前に比較いたしますと認定審査の業務がある程度は促進されたやに見受けられるわけでございます。

○塚原委員 いま、たびたび県の認定審査会というお言葉が出ましたけれども、ということとは、認定の責任は全部県にあるということでございますね。

○山本(官)政府委員 公害健康被害補償法のためまゝといたしまして、都道府県知事が認定をするという形になっておりますので、都道府県知事が専門の先生方約十名を委員として任命いたしました。その審査会による御意見を徴しまして、知事の権限によって認定するものでございます。

○塚原委員 一応認定業務の流れからいいますと、それで棄却をされた場合、国の方に行政不服審査請求というものを提出するようになっておりますけれども、ここで過去にひっくり返されたような事例はありますのでございましょうか。県が認定しなかつたものが国が認定するというような事例はあるのでございましょうか。

○山本(官)政府委員 以前から、認定の結果、棄却あるいは棄却というような形になりました方々から行政不服審査法に基づく行政不服審査が国の方に上がったまゝりまして、その結果、審査の内容容につきまして県の方に一遍差し戻されまして、差し戻した以降におきまして県の認定審査会が棄却のものを認定したというようなケースが、わずかでございまして、ございまして。

○塚原委員 わかりました。それから、新潟、鹿児島、熊本は恐らくこのような認定業務が全部できておるのでしょうけれども、ほかの県で、このような症状の人が出た、あるいは過去に新潟に住んでいた人、あるいは熊本に住んでいた人で水俣病症状が出たというような場合、その人たちはどういふふうな現在しているのでございましょうか。

○山本(官)政府委員 この制度の仕組みといたしまして、地域を指定いたしましたので、その地域を管轄する知事さん、あるいは市長さんにごの業務を機関委任しておるわけでございます。したがって、たとえ水俣湾の汚染がひどい時期に水俣周辺に住んでおりました、そこで汚染をされた魚を多食するといふふうなことで発病のおそれがある方、その後たとえ大阪とかあるいは北九州だとか、そういったような熊本県外に在任しておられる方も、どうも最近体のぐあいが悪いというふうなことで認定を受けたいという方々につきましては、この制度の上では、熊本県知事に対し

まして認定の申請をするわけでございます。したがって、その方々につきましては、従来におきましては熊本の方に伺うていただきまして、そこで検診を受け、認定審査会にかかる、かようなことになっております。

ただ、現在、熊本県にかかります部分で、熊本県以外のところに在任しておられまして申請をしておられる方が約三百名弱おります。この方々につきまして、熊本県以外のところでも検診をしてほしいという御希望が出ておまして、これにつきまして、現在、近畿地域、東海地域あるいは東京地域というところにおきまして、関係の医療機関あるいは患者の方々と話し合いを数回重ねておまして、熊本に行かなくても検診ができるような体制を整えようとしてつとめておるところでございます。

○塚原委員 ぜひそれはやっていただきたいと思っておりますけれども、熊本県以外の在任者が、その制度ができて認定を受けるときの認定責任は、やはり熊本県になるのではありませんか。

○山本(官)政府委員 おっしゃるとおり、検診の業務をその人の在任する地域に近いところで行って差し上げますが、認定審査は、やはり熊本県知事の任命しておりますところの審査会でございますし、認定の権限も熊本県知事にある、こういう形でございます。

ますので、なかなか先生方もいろいろな意味で苦勞をしておられるようでございます。熊本県の場合同じくおきましては、熊本県の肝いりで患者さんの代表の方々と、回数はずつぱり覚えておられますが、年に一、二回程度審査会の先生方あるいは検査業務の先生方との話し合いの場を設けまして、お互いの意思の疎通を図りながら、その業務の推進の円滑化を図っている、かように聞いておりますので、その辺は、そういったような仕組みからうまいくくのではないだろうか、かように考えておるわけでございます。

○塚原委員 認定業務、まことに大切なところでございまして、環境庁の方からも、よく今後ともお見守りというものをよろしく願っていたいと思っております。

これ認定が順調に進んでいったといたしまして、認定はされるわ、金はもらえないわということでは、これは絵にかいたもちになってしまつたわけなんです。いまチツッが、ちよつと違つたかも知れませんが、月八億ぐらいでございます。その支払いをするというふうなことになる。あるいは大変経営的にどうのこうのというのは、国会で言うことでもないかも知れませんが、チツッがこけちゃつた場合ですね、そのような場合はどうなるのでしょうか。

○信澤政府委員 先生御承知のように、水俣病患者とチツッとの関係でございますが、先ほど来お話を聞いておられますように、認定は法律に基づいて熊本県知事がいたします。認定をされました後は、いわゆる補償協定というものがございまして、いわば民事上の契約でございますが、その契約に基づいて補償金が支払われる、こういう仕組みでございます。

の増が見込まれる、ついでには、財政の健全化について一層行政指導を強化するとともに、場合によっては経済界等の協力も求める、こういうことを決めておるわけでございまして、この申し合わせの趣旨に基づきまして、現在通産省がいわば窓口となって御努力いただいているわけでござい

ます。そこで、端のお尋ねで、仮にチッソが支払えなくなつたらどうなんだということでございますが、一つはいま申し上げたように、補償協定という私法上の契約に基づくものでございまして、したがって、実際問題として支払い困難になれば、その協定の履行が事実上できないという事態の発生することは当然でございます。その場合、じゃ患者として全く救済の余地がないのかと申しますと、補償協定によるかどうかということも患者が決める。患者が希望すれば、補償協定による条件に基づく補償費支払いに参加する、こういうことになるわけでございまして、払えないたてまえになつてしまえば、その協定に参加することは恐らく希望しないと思ひます。そうなりますと、本則と申しますか、本来の法律、公害健康被害補償法、あるいはその前の旧法という法律がございしますが、いずれにいたしましても、現在、公害健康被害補償法という法律が制度としてあるわけでございまして、そちらの方の給付に移つてくるというのが法律的な筋道であらう、このように考へるわけでござい

ます。○塚原委員 わかりました。それで、いよいよ水俣病研究センターを新設するということでございますけれども、ここは現在どこまでやって、将来はどこまでやるのでございませうか。極端に言つて認定までいくのかどうかということ。○山本(官)政府委員 先ほども申し上げましたように、水俣病につきましては、その病像がいろいろと多彩でございますし、昭和三十一年にその発生が報告されましたからすでに二十年余を経過している今日におきましても、なおその治療方法あ

るいは診断方法等につきましての幾つかの問題点がございまして、そういった臨床的な研究あるいは基礎医学的な研究の面につきましての未解明な部分、この点につきまして、水俣病対策の一層の推進という点のために総合的な医学的調査研究を推進する必要性に迫られておるわけでござい

ます。このために、水俣病がわが国の公害の原点でもありますことにかんがみまして、環境庁の独立の付属機関といたしまして、水俣病につきましての医学的調査研究を行うという趣旨で、この研究センターを水俣に設置することとしたわけでござい

ます。若干詳細に申し上げますと、本センターの業務といたしましては、水俣病に関する総合的、医学的な調査研究を行うことと申すわけでござい

ます。内容といたしましては、水俣病の治療方法に関する研究、これは臨床的な研究でございます。それから第二番目には、水俣病の病気の原因を追求するという一端といたしまして、病理学的研究といたしまして、第三番目には、水俣病の地域社会におきます様子というものを調べる、いわゆる疫学的な調査研究。第四番目には、以上三つの業務を遂行するに当たつて必要な資料の収集整理。こ

ういったようなことを具体的に考へておるわけでござい

ます。○塚原委員 それでは、原因と治療法とリハビリテーションという一つ一つのものに対して研究をして、指示を出す頭脳的機関と考へてよろしいのでござい

ますか。○山本(官)政府委員 申し落としましたが、当然のことながら、この研究センターにおきまして得られました知見というものは、それぞれの部面にフィードバックされるわけでござい

ます。○塚原委員 ですから、このセンター内に、たとえば将来においてリハビリテーションをするような施設を設置するということはないと考へておいてよろしいのでござい

ますか。○山本(官)政府委員 現在リハビリテーションにつきましては、湯ノ尾にリハビリテーションの専門の施設がすでにできてお

りまして、その中である程度の患者さんの機能回復のための仕事をしておりますが、この研究センターにおきましては、それを側面に技術的な面での支援をするという意味での基本的な研究をしてまいらう、かように考へて

おるわけでござい

ます。○山本(官)政府委員 建設につきましては、この五十二年度末で完了するわけでござい

ますが、その業務の開始につきましては、五十三年の後半から業務を開始したい。やはりこういう研究機関でござい

ますので、内容的に、建物のほかに機械器具の整備という

ようなことをしてまいらなければなりませんので、その時間等も必要

なわけでござい

ます。したがって、初年度におきましては八名の定員を予定しておりますが、今後さらにそれはふやしてまいりたい、こういうことを考へておるわけでござい

ます。その八名につきましては、臨床的な部面におきます研究部門を扱う方、並びにその援助をする医療関係者、及び基礎的な病理学的あるいは疫学的な研究調査をいたしますことをつかさどる研究職の方及びこの施設の運用に携わりますところ

の、いわゆる庶務的な人たち、こういったような形の構成でござい

まして、今後はさらにそれをふやしてまいりたい、かように思つておるわけでござい

ます。○塚原委員 先ほどから環境庁の御答弁の中にあります、まさに公害の原点であるというその水俣病の研究センターでござい

ますので、私もそういうドクター的なことはよくわかりませ

んけれども、私どもが会社に勤めていて、いろいろな仕事をしていた例を考へ

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項中「在ケニア日本国大使館」を「ケニア日本国大使館」と改める。
 「を」在ケニア日本国大使館
 「を」在ケニア日本国大使館
 「を」在ケニア日本国大使館
 「を」在ケニア日本国大使館

別表第一の二 総領事館の表北米の項中「在アトランタ日本国総領事館」を「アメリカ合衆国アトランタ日本国総領事館」と改める。
 「を」在アトランタ日本国総領事館
 「を」在アトランタ日本国総領事館
 「を」在アトランタ日本国総領事館

別表第二の一 大使館の表アフリカの項中「ケニア」を「ケニア」に改める。
 「を」ケニア
 「を」ケニア
 「を」ケニア

9,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700	123,700	29
7,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600	143,600	29
9,001	242,800	213,800	195,700	177,600	158,500	143,600	123,700	123,700	29
518,400	473,400	416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700
467,800	450,400	402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200
171,900	171,900	171,900	171,900	171,900	171,900	171,900	171,900	171,900	171,900
900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600	101,200
410,000	379,800	332,200	288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500
410,000	379,800	332,200	288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500
144,500	130,000	115,600	101,200	86,800	72,400	58,000	43,600	29,200	14,800
144,500	130,000	115,600	101,200	86,800	72,400	58,000	43,600	29,200	14,800

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ケニア及び在シブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国

総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在ケニア日本国大使館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
 第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、金属材料技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に金属材料技術研究所の支所を設けることができる。
 第二十条第三項中「東京都」を「茨城県」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

金属材料技術研究所に支所を設けることができるとすることにも、国立防災科学技術センターの筑波研究学園都市への移転のため同センターの所在地に関する規定を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案
 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

理由

別表一(別表一)を「別表一」に改める。
 別表二(別表二)を「別表二(十三条関係)」に改める。
 別表三(別表三)を「別表三(第十三条の二関係)」に改める。
 別表四(別表四)を「別表四(第十三条の三関係)」に改め、同表沖繩刑務所の項中「那覇市」を「沖繩県島尻郡知念村」に改める。
 別表五(別表五)を「別表五(第十三条の四関係)」に改め、東京医療少年院の項を削り、同表神奈川少年院の項中「神奈川少年院」を「神奈川医療少年院」に改め、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡八本松町」を「広島市」に改め、同表沖繩少年院及び沖繩女子学園の項中「コザ市」を「沖繩市」に改める。

別表六(別表六)を「別表六(第十三条の五関係)」に改める。
 別表七(別表七)を「別表七(第十三条の六関係)」に改める。
 別表八(別表八)を「別表八(第十三条の九関係)」に改める。
 別表九(別表九)を「別表九(第十三条の九関係)」に改める。
 別表十(別表十)を「別表十(第十三条の十関係)」に改める。
 別表十一(別表十一)を「別表十一(第十三条の十一関係)」に改め、同表広島入国管理事務所の項中「山口県の内岩国市」を削り、同表下関入国管理事務所の項中「山口県を削る」を削る。

別表十二(別表十二)を「別表十二(第十三条の十一関係)」に改め、同表東京入国管理事務所東京出張所
 東京入国管理事務所立川出張所
 東京入国管理事務所を削る。

所	東京都	東京入国管理事務所東京港出張所	東京都港区
	立川市	東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都大田区
		東京入国管理事務所横田出張所	東京都西多摩郡瑞穂町
			名古屋

屋入国管理事務所名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町	名古屋入国管理事務所名古屋
空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町	名古屋入国管理事務所豊橋港
出張所	豊橋市	名古屋入国管理事務所豊橋港

下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市	下関入国管理事務所徳山港出張所
		下関入国管理事務所岩国港出張所

に改め、那覇入国管理事務所名護出張所の項を削り、同表那覇入国管理事務所嘉手納出張所の項中「コザ市」を「沖繩市」に改める。

附則
この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定中沖繩刑務所に係る部分は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
矯正行政の有効適切な運用を図るため沖繩刑務所及び東京医療少年院の位置等を改め、出入国管理行政の有効適切な運用を図るため東京都大田区ほか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境庁設置法の一部を改正する法律案
環境庁設置法の一部を改正する法律
環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項を削る。
附則
この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。
理由
水俣病に関する医学的調査及び研究を推進するため、環境庁に附属機関として国立水俣病研究センターを置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五條第三項中「国立公害研究所」の下に、「国立水俣病研究センター」を加える。
第五條の二第二項中「並びに」の下に「国立水俣病研究センターに関する事務並びに」を加える。
第八條中「国立公害研究所」を「国立公害研究所国立水俣病研究センター」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の附属機関（公害健康被害補償不服審査会を除く。）の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
第九條第一項中「掲げる事務」の下に「（国立水俣病研究センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、「行なう」を「行」に改め、同条第二項中「行なう」を「行」に改め、同条第三項を削る。
第九條の次に次の一条を加える。
（国立水俣病研究センター）
第九條の二 国立水俣病研究センターは、第四條第三十一号に規定する事務のうち、水俣病に関する医学的調査及び研究をつかさどる機関とす

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

昭和五十三年二月九日